3　税務署長は、第二十四条の五第一項の規定により納付受託者が納付すべき登録免許税については、当該納付受託者に対して国税通則法第四十条（滞納処分）の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該登録免許税に係る登記等を受けた者から徴収することができない。

第三十一条第一項中「各号の」を「各号に掲げる場合の」に、「事実があるときは」を「場合には」に改め、同項第一号及び第二号中「とき」を「場合」に、「除く。）。」を「除く。）」に改め、同項第三号中「とき。」を「場合」に改め、同条第二項中「に規定する」を「（第二十四条の三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する」に改め、同条第三項中「又は第二十四条の二第三項の規定により第二十一条から第二十三条までの規定を読み替えて適用する場合」を削り、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同条第四項中「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同条第六項中「日から」を「日（第二十四条の三第一項の規定により当該登録免許税の納付の委託をした者にあつては、当該納付の委託をした日。次項において同じ。）から」に改め、同条第八項ただし書中「第四号に規定する」を「当該各号（第二号を除く。）に掲げる場合のいずれかに該当する場合の」に、「同号」を「当該各号」に改める。

第三十五条の見出し中「登記」を「登記等」に改め、同条第一項中「登記を」を「登記等を」に改め、「不動産登記法第十八条（申請の方法）（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により」を削り、「登記の」を「登記等の」に改め、同条第三項中「第十八条」を「（平成十六年法律第百二十三号）第十八条（申請の方法）」に改め、同条第四項中「及び第二十二条中「の申請書」を「中「当該登記等に係る登記官署等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該登記等の申請又は嘱託をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して」に、「並びに」を「及び」に、「の嘱託書」を「電子情報処理組織を使用して」に、「に係る登記機関の定める書類」と、同条第二項中「登記等の嘱託書」とあるのは「登記機関の定める書類」を「「磁気ディスクを提出して」に改める。

別表第一第十号㈠を次のように改める。

㈠　著作権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	著作権の件数	一件につき三千円
ロ　その他の原因による移転の登録	著作権の件数	一件につき一万八千円

別表第一第十号㈢を次のように改める。

㈢　著作権を目的とする質権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	著作権の件数	一件につき千五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	著作権の件数	一件につき三千円

別表第一第十一号㈡を次のように改める。

㈡　出版権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	出版権の件数	一件につき三千円
ロ　その他の原因による移転の登録	出版権の件数	一件につき一万八千円

別表第一第十一号㈣を次のように改める。

㈣　出版権を目的とする質権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	出版権の件数	一件につき千五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	出版権の件数	一件につき三千円

別表第一第十二号㈠を次のように改める。

㈠　著作隣接権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	著作隣接権の件数	一件につき三千円
ロ　その他の原因による移転の登録	著作隣接権の件数	一件につき九千円

別表第一第十二号㈢を次のように改める。

㈢　著作隣接権を目的とする質権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	著作隣接権の件数	一件につき千五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	著作隣接権の件数	一件につき三千円

（消費税法の一部改正）

第七条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「が、」の下に「免税購入対象者（」を加え、「（以下」を「であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十四条から第十八条まで（上陸の許可）に規定する上陸の許可を受けて在留する者、同法別表第一の一の表の外交若しくは公用の在留資格又は同法別表第一の三の表の短期滞在の在留資格をもつて在留する者その他政令で定める者をいう。以下」に、「「非居住者」という」を「同じ」に改め、同条第二項中「非居住者」を「免税購入対象者」に改め、同条第三項中「非居住者」を「免税購入対象者」に、「居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。）となる」及び「居住者となる」を「免税購入対象者でなくなる」に、「なる時」を「なくなる時」に改め、同条第四項、第六項及び第八項中「非居住者」を「免税購入対象者」に改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　税関長は、政令で定めるところにより、第三項本文の承認及び徴収に係る権限並びに同項本文の規定により直ちに徴収する消費税に関する法令の規定に基づく権限の一部を税関の支署その他の税関官署の長に委任することができる。

第二十条第三号中「この条から第二十二条まで」を「この号、次条第二項及び第二十二条第二号」に改める。

第二十一条第一項中「受けようとする」を「受ける」に、「）が同法第十六条第三項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があつた日後における」を「）の」に改め、同条第二項中「受けようとする」を「受ける」に、「）が同法第十六条第四項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があつた日後における」を「）の」に改め、「。次項において同じ。」を削り、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第二十五条の見出し中「納税地」を「法人の納税地」に改め、同条中「事業者」を「法人」に改め、「第二十一条第一項から第三項までの規定に規定する書類の提出又は」を削る。

（自動車重量税法の一部改正）

第八条　自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第十四条」を「第十四条第一項若しくは第四項」に、「掲げる場所」を「定める場所」に改める。

第十条の二を次のように改める。

（電子情報処理組織を使用する方法等による納付の特例）

第十条の二　自動車検査証の交付等を受ける者若しくは車両番号の指定を受ける者又は次条第一項の規定による委託を受けた納付受託者（第十条の四第一項に規定する納付受託者をいう。次条において同じ。）は、当該検査自動車若しくは届出軽自動車につき課されるべき自動車重量税の額に相当する自動車重量税又は当該委託を受けた自動車重量税を、第八条から前条までの規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものにより国に納付することができる。